

令和 8 年第 5 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 8 年 5 月 20 日
曾於市農業委員會

第5回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和8年5月20日（水） 午前9時00分

2 場 所 曾於市役所 本庁舎南棟 防災対策室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番		3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員 2 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 16番 〇〇〇〇〇、17番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	総務係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和8年5月20日（水） 午前9時50分

令和8年第5回曾於市農業委員会総会日程

令和8年5月20日（水）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第29号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第30号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第31号 農地法第5条による許可申請について

議案第32号 非農地証明願について

議案第33号 農用地等のあっせんについて

議案第34号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年7月1日始期追加分）

議案第35号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年8月1日始期分）

(2) 報告

報告第5号 合意解約等の報告

4 その他

令和8年5月20日（水） 午前9時00分

大隅70号について、5月12日に私と〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありせん。渡人と受人は知人です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはレモンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅71号について、5月12日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は兄弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報

告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

大隅72号について、5月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

大隅73号について、5月19日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部74号について、5月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親戚です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には里芋を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

財部75号について、5月12日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は兄弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部76号について、5月14日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○18番委員（○○○○○）

ちょっと事務局に聞きたいんですけど。末吉65号の経営面積の方ですけど、これは10町ですかね、それとも100町ですか。

○事務局（○○○○○局長）

10町です。

○18番委員（○○○○○）

10町にしては少ないですか。○○○○○さんにしては。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○と○○○○○は別ですから。○○○○○は実際、茶園は1枚もないんですよ。

○18番委員（○○○○○）

分かりました。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第29号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第30号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉11号について、5月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、口弁木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が県道、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで雑種地、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に原野化し、非農地通知書も発出されていることから実現確実と思われます。位置は非農地に該当します。計画面積として、原野を設置する面積296㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、非農地ですが、不許可の例外である許可申請は不要案件に該当し、既に荒廃し原野化しており、また、非農地通知書も発出されており、農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第30号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第31号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉9号について、5月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、尾崎山自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が雑種地、南が雑種地、北が畑です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、社宅、カーポートを整備する面積が全体で458㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、ブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、社宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

末吉10号について、5月12日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、上柳井谷自治会内の農地です。周囲の状況は、東が県道、西が山林、南が畑、宅地、山林、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、通路を整備する面積が全体で335㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、通路として利用する部分が農地より低いため、農地に与える影響はないと考えます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である隣接地一体事業に該当し、既に通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅11号について、5月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人、土地の所在地は資料のとおりです。補足説明資料は、41ページからになります。申請地は、東旭ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで畑と宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書、残高証明書、共済解約返戻金額証明書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で499㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、土留工事を行い、緩衝地を設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、大隅12号について、5月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人、土地の所在地は資料のとおりです。補足説明資料は、46ページからになります。申請地は、元八幡自治会内の農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が道路を挟んで宅地、南が宅地、北が水路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積が全体で1,859㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設ける計画があり、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の300m以内農地に該当し、荒れている農地を整備し、景観を保全する目的で桜、クヌギを植林するもので、近隣の農地に影響もなく、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第31号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第32号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉11号について、5月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は柿木下二区自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は宅地等に囲まれ農地がないため、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。資材置場、駐車場については、平成9年頃に整備されたものであり、整備後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。資材置場、駐車場として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

大隅12号について、5月12日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は中野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は、宅地等に囲まれ農地がないため、

問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成元年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。一般住宅として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅13号について、5月12日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。補足説明資料は、64ページからになります。申請地は東旭ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで公園、西が畑、南が道を挟んで畑、北が道を挟んで畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成3年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。住宅兼倉庫、庭として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第32号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第33号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉51は、4番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉52は、8番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉53から55までは、9番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉56は、10番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。大隅57は、13番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。大隅58は、19番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。財部59は、6番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員を指名します。

○8番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉52は貸しで成立です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

はい。分かりました。末吉52は貸借で成立ということです。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉9、10は打ち切ります。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉12、13、14は継続をお願いします。

○10番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉15、16も継続をお願いします。

○15番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉17、18も継続をお願いします。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅20も継続をお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅21も継続をお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部22は成立。24は継続をお願いします。

- 1 番委員 (○○○○○)
末吉26も継続でお願いします。
- 4 番委員 (○○○○○)
末吉27も継続でお願いします。
- 8 番委員 (○○○○○)
末吉28は成立です。29、30は継続でお願いします。
- 9 番委員 (○○○○○)
末吉31、32、33も継続でお願いします。
- 10番委員 (○○○○○)
末吉34、35も継続でお願いします。
- 18番委員 (○○○○○)
末吉36も継続でお願いします。
- 11番委員 (○○○○○)
大隅37も継続でお願いします。
- 5 番委員 (○○○○○)
財部38も継続でお願いします。
- 1 番委員 (○○○○○)
末吉40も継続でお願いします。
- 9 番委員 (○○○○○)
末吉41、42も継続でお願いします。
- 7 番委員 (○○○○○)
末吉43は成立です。
- 11番委員 (○○○○○)
○○○○○委員が欠席のため、代理で報告します。大隅44は成立。45、46は継続でお願いします。
- 14番委員 (○○○○○)
大隅47も継続でお願いします。
- 6 番委員 (○○○○○)
財部48も継続でお願いします。
- 17番委員 (○○○○○)
財部49、50も継続でお願いします。
- 議長 (○○○○○会長)
大変御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。
- 議長 (○○○○○会長)
次に、議案第34号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年7月1日始期追加分を議題といたします。
- 議長 (○○○○○会長)
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (○○○○○局長)
議案第34号の促進計画案につきまして、御説明いたします。前回の総会議案でありました令和8年7月1日始期分の追加案件となります。議案書は、別冊資料A 3サイズの1ページ及び2ページです。1ページが農地中間管理権及び利用権設定の1件で1筆。2ページが令和8年7月1日始期分の変更後の集計表です。前回の総会で意見聴取すべき案件について、農政課から追加の申出があったことから、今回追加分として審査いただくものですので、よろしくお願いします。
- 議長 (○○○○○会長)
農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑・意見はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)
議案第34号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年7月1日始期追加分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第35号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年8月1日始期分を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

議案第35号の促進計画案につきまして、御説明いたします。議案書は別冊資料の3ページから12ページまでになります。3ページから10ページまでが農地中間管理権及び利用権設定の一括方式73件で213筆。そのうち、2件の3筆が議事参与制限に該当するものとなります。11ページが所有権移転の一括方式3件で3筆です。そして、12ページが令和8年8月1日始期分の集計表となりますので、よろしくお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

本件については、議事参与制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定の一括方式417及び418を除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と所有権移転の一括方式について、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第35号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年8月1日始期分は、議事参与制限に該当する2件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、417及び418を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

協力委員のところの表記が〇〇〇〇〇委員が本人の名前になっていますけど、自分のときの場合には、協力委員若しくは相対でという申合せがありましたけど、これは、どういうことですか。

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

すみません。こちらのチェックが漏れていました。そこは、また修正をしておきます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第35号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年8月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式417及び418は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いた

しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第5号合意解約等の報告については、議案書の17ページから26ページまでを御覧ください。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

5月、6月の行事予定及び慶弔費の取扱いについて

○事務局（○○○○○総務係長）

活動日誌について

○事務局（○○○○○次長）

先月報告した無断転用筆数の訂正及び農地パトロールの際の注意事項について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和8年第5回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和8年5月20日（水） 午前9時50分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員